



同時発表 指名停止措置を行う各機関

平成26年3月13日

国土交通省

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合に係る刑事告発に伴う指名停止について

1. 概要

公正取引委員会は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事案について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、独占禁止法第74条第1項の規定に基づき、平成26年3月4日に高砂熱学工業(株)等8社及び8社で設備工事の請負等の業務に従事していた8名を検事総長に告発したことから、国土交通省においては、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号及び7号に基づき、指名停止措置を講ずるものとする。

2. 指名停止措置業者

刑事告発された者（1. の概要参照）のうち、4. の機関に競争参加資格を有している8者に対し措置。（内訳別表のとおり）

3. 指名停止措置期間

平成26年3月13日（木）から別表の期間

4. 指名停止措置を行う機関

国土交通本省、官庁営繕部、航空局、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、国土地理院、海難審判所、各地方整備局、北海道開発局、各地方運輸局、神戸運輸監理部、各地方航空局、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、各管区气象台、沖縄气象台、運輸安全委員会、海上保安庁、海上保安大学校、海上保安学校、各管区海上保安本部

<問い合わせ先> (代表03-5253-8111)

本省(官庁営繕部を除く)・各地方航空局・国土技術政策総合研究所(横須賀に限る)・各地方運輸局・気象庁・海上保安庁等について

○国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室

専 門 官 夏井(内線21833)直 通; 03-5253-8206
契約制度管理係長 内田(内線21834) F A X : 03-5253-1530

各地方整備局(港湾空港関係除く)・国土技術政策総合研究所(横須賀を除く)・
国土地理院について

○国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室

課 長 補 佐 森田(内線21962)直 通: 03-5253-8919
契約指導第一係長 横山(内線21953) F A X : 03-5253-1533

官庁営繕部について

○国土交通省大臣官庁営繕部管理課

課 長 補 佐 前田(内線23154)直 通: 03-5253-8231
契 約 第 二 係 長 二瓶(内線23153) F A X : 03-5253-1541

各地方整備局(港湾空港関係に限る)

○国土交通省港湾局総務課

課 長 補 佐 菊池(内線46185)直 通: 03-5253-8663
契 約 指 導 係 長 塚越(内線46184) F A X : 03-5253-1648

北海道開発局について

○国土交通省北海道局予算課

課 長 補 佐 藤田(内線52315)直 通: 03-5253-8777
経 理 第 一 係 長 磯江(内線52316) F A X : 03-5253-1668

〔別表〕

番号	事業者名	関東エリア (※)	有資格業者登録のある その他の発注機関
1	高砂熱学工業 (株)	6 カ月	—
2	ダイダン (株)	6 カ月	—
3	新日本空調 (株)	6 カ月	—
4	(株) 大気社	4 カ月	—
5	(株) 朝日工業社	4 カ月	—
6	(株) 三晃空調	4 カ月	2 カ月
7	東洋熱工業 (株)	4 カ月	—
8	三建設備工業 (株)	4 カ月	—

(※) 関東エリアに属する発注機関：国土交通本省、官庁営繕部、航空局、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、国土地理院、海難審判所、関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区气象台、海上保安庁、第三管区海上保安本部、運輸安全委員会

[参 考]

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（抄）

（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）

別表第2

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。 7 当該地方整備局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内 刑事告発を知った日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和22年法律第54号）

〔告発及び不起訴処分の報告〕

第74条 公正取引委員会は、第12章に規定する手続による調査により犯則の心証を得たときは、検事総長に告発しなければならない。